

# 令和5年度 相談支援従事者 法定研修について

おきなわ障がい者相談支援ネットワーク  
沖縄県障害者等相談支援体制整備事業  
南部圏域アドバイザー  
溝口 哲哉

# 相談支援専門員の研修制度と 配置要件について

～市町村の方々へ～

相談支援専門員になるには…

相談支援従事者初任者研修を受講する必要があります。



しかし、相談支援従事者初任者研修を受講を  
修了したただけでは、

**相談支援専門員の配置はできません！！**

\* 相談支援従事者初任者研修は、サビ管・児発管の研修と  
違って実務要件を満たしていなくても研修を受講ができます

相談支援専門員としての配置要件として「**実務経験要件**」が、あり  
ます。相談支援専門員の配置を行う際は、研修を受講したかどうか  
と併せて、

「**実務経験要件**」の確認を必ず行ってください。

相談支援専門員の実務要件については、上記の沖縄県のホームページなどを見てください。

①国家資格があるかどうか

②有資格者かどうか

③相談業務、直接支援業務のどちらに従事していたか

…等、人によって当てはまる要件が変わってきますので、

その方が、どんな資格をもって、どこでどんな業務をしてきたかを、見ていくことが大切になってきます。

\*例えば、「保育園で保育士として働いていた」といった実務要件の場合、「保育士」は「有資格者」になりますが、「保育園」は実務経験要件に入らないため、要件に該当していないということになります（「放課後等児童デイサービス」で働いていたという場合は実務経験要件に該当します）。

# 相談支援専門員の研修制度の見直しについて

相談支援専門員の研修制度が、令和2年度から変わりました。

[Microsoft Word - 01【評基】\\_リード文（報酬改定）\\_主管課長会議\\_v2（補佐修正）\\_（pref.okinawa.jp）参照](#)

①相談支援従事者初任者研修を修了 + 実務経験要件 → 相談支援専門員として配置

↓  
\* 初任研を起点として数えます。

②相談支援専門員現任研修を**5年毎に修了**

引き続き相談支援専門員として配置可

\* 相談支援専門員であり続けるために、その後も「現任研修」を受講することが必要です。

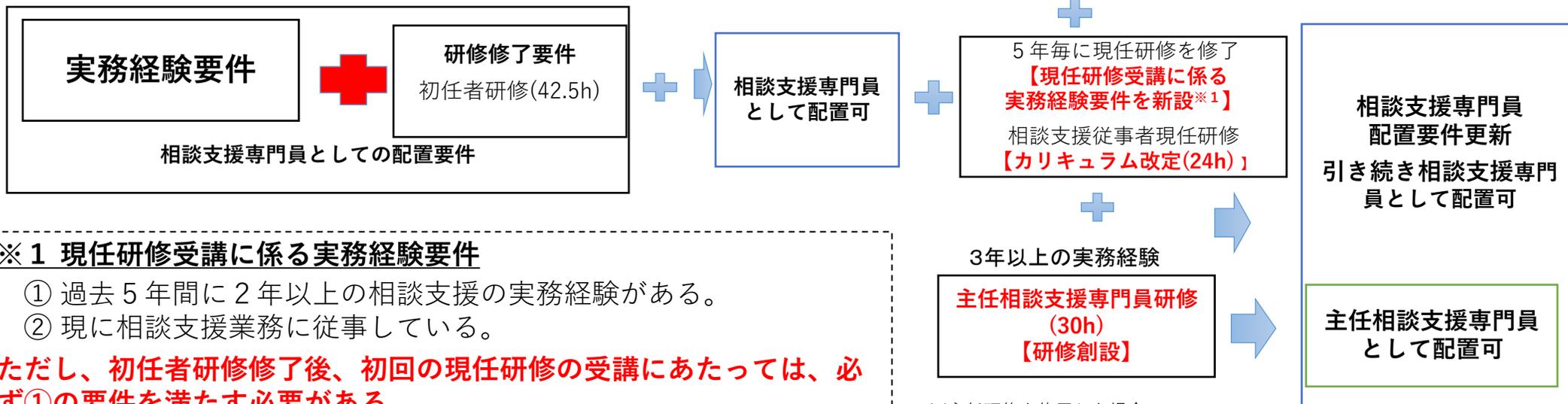
# 相談支援専門員の研修制度の見直しについて

令和元年7月29日以前に公開した資料から改訂を行っています。厚労省資料より一部改変

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を現行より充実させる改定を行う。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(※1)**を追加。（※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。）
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**

改定後

専門コース別研修（任意研修）  
※今後カリキュラム改定や一部必須化及び主任研修受講の要件化について検討



## ※1 現任研修受講に係る実務経験要件

- ① 過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。
- ② 現に相談支援業務に従事している。

ただし、初任者研修修了後、初回の現任研修の受講にあたっては、必ず①の要件を満たす必要がある。

※主任研修を修了した場合、  
現任研修を修了したものとみなす。

## カリキュラム見直しのポイント

- (1) 告示・標準カリキュラムの見直し(獲得目標、学習内容、時間数)
  - (2) 教育方法の見直し 厚生労働科学研究・障害者総合福祉推進事業の成果
    - ・主体的かつ参加型の学習方法への転換(学習観の転換)
      - ・演習や実習のさらなる重視
      - ・オープンエンドアプローチの視点の導入 cf. 実践場面との整合性
    - ・研修全体の連動性の重視
    - ・継続的な学びの必要性の強調
      - ・研修における実習の導入(初任)や推奨(現任)
      - ・実地教育(OJT)との連動の導入
        - ・スーパービジョンや合議の場の体験等を導入(初任・現任)
      - ・自己評価等の導入を推奨(初任・現任)
- 都道府県における企画立案方法の見直し
- ・検討体制、研修体系、教材開発、講師選定・確保、地域との連動など

# 相談支援専門員研修の告示別表

初任者研修（現行）		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	8h
	地域支援に関する講義	6h
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	11h
合計		31.5h

現任研修（現行）		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	2h
	地域生活支援事業に関する講義	
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	2h
	協議会に関する講義	2h
演習	ケアマネジメントに関する演習	12h
合計		18h



新 設

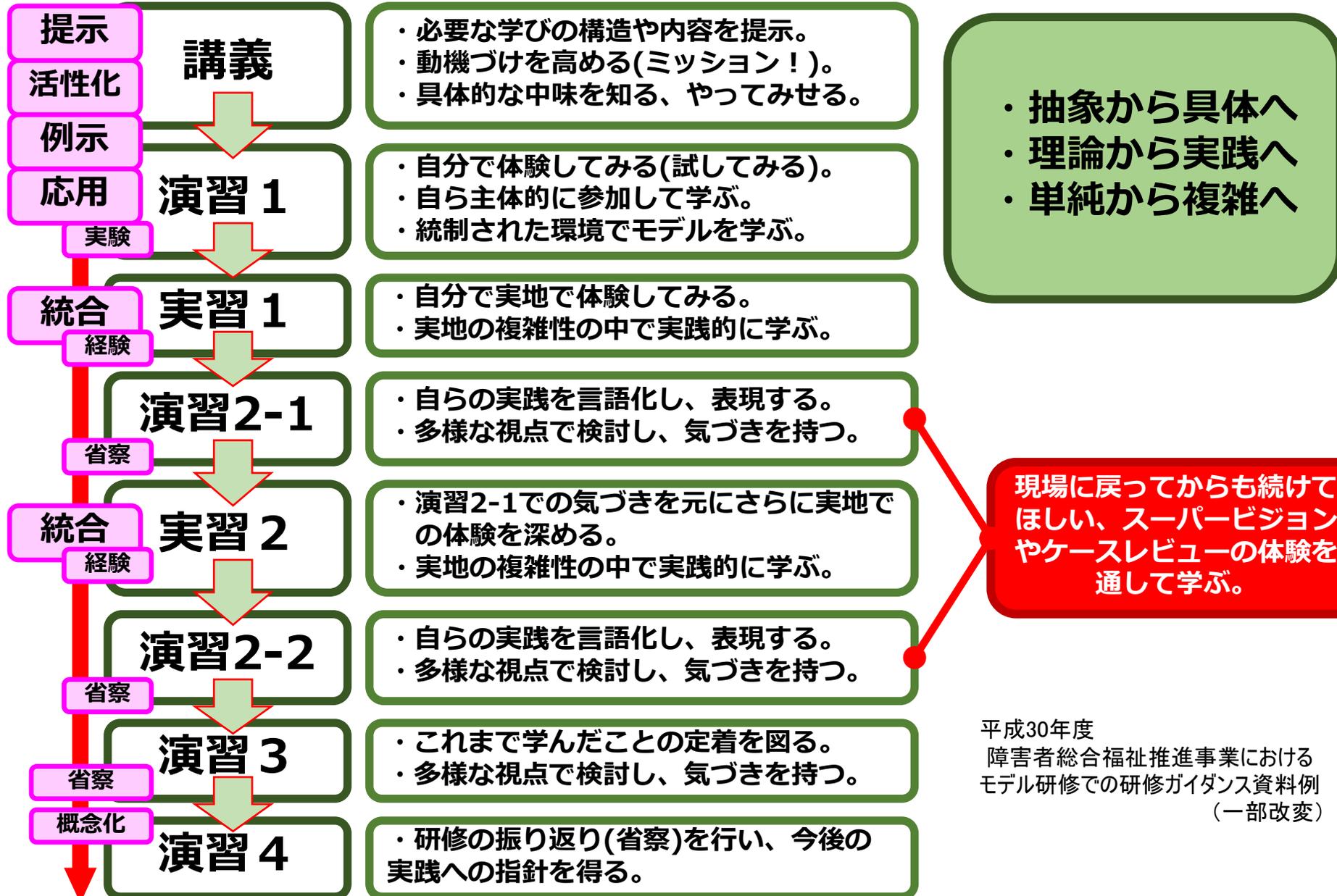


初任者研修（見直し後）		時間数
講義	障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5.0h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3.0h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3.0h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	—
合計		42.5h

現任研修（見直し後）		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3.0h
	人材育成の手法に関する講義	1.5h
講義及び演習	相談支援に関する講義及び演習	18.0h
合計		24.0h

主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3.0h
	運営管理に関する講義	3.0h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13.0h
	地域援助技術に関する講義及び演習	11.0h
合計		30.0h

# 初任者研修の構造



平成30年度  
障害者総合福祉推進事業における  
モデル研修での研修ガイダンス資料例  
(一部改変)

# 令和4年度初任者研修のインターバルの流れについて

1. 研修受講者は共通講義の2日間、演習の2日間（模擬事例のサービス等利用計画作成演習）を終えた後、それぞれの市町村に戻り、各々の関わっている事例でサービス等利用計画案課題の作成に入ります。



2. その出来た課題を持って、事業所所在の市町村の基幹センターや委託相談に持っていき、相談支援専門員に見てもらいます。

## 目的（ポイント）

- ・事業所所在の市町村の障害者相談支援体制の中心を担っている相談支援専門員に会いに行く。
- ・自分の作ったサービス等利用計画についてみていただく。
- ・この事例で使えるような社会資源があれば、教えていただく。

フォーマル、インフォーマル資源いずれでも可。

※受講者ご自身でも事業所所在地の市町村について調べてみて下さい。（地域診断）



3. その課題とコメントを持って、初任者研修の5日目（演習3日目）の演習に参加する。

# 各市町村でご協力いただきたい事

1. 各市町村で受講者のインターバルの受け入れ先を決めてください。

基幹相談支援センター、委託相談支援事業所などの市町村の障害者相談支援体制の中心を担っている事業所。

サービス等利用計画の作成業務の経験がある相談支援専門員が対応して頂くのが望ましいです

2. 時間は1時間以内で想定しています。

いろいろな計画を持ってくるとは思いますが、その場で指導、修正はしなくていいです。労いの言葉、励ましをしてほしいです。その受講生のやる気を引き出すイメージでお願いしたいです。

3. その事例の方が利用できそうな社会資源が市町村にあれば、教えてあげてください。

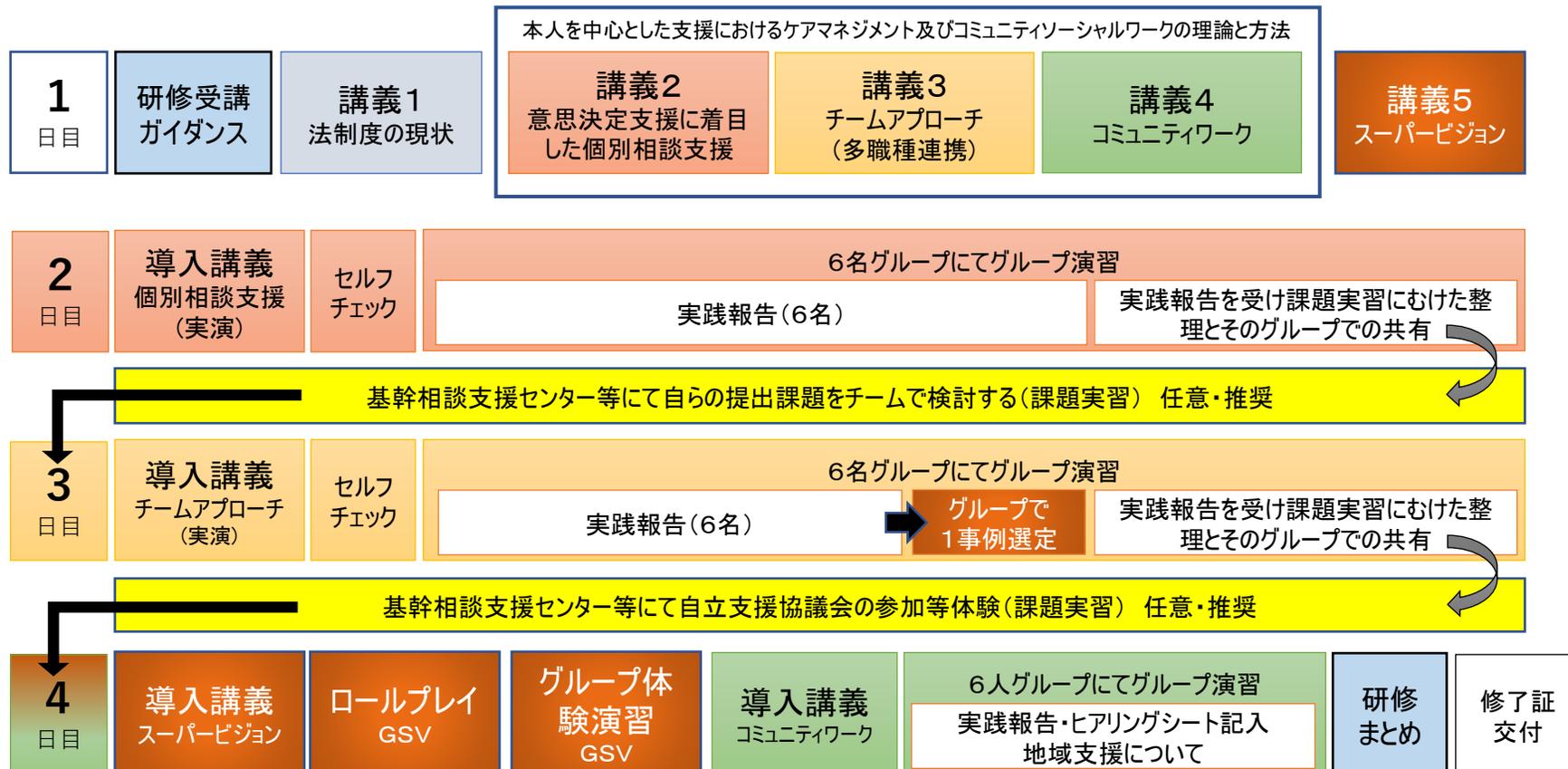
※自市町村の社会資源の調べ方など、アドバイス頂けるとありがたいです。

# 現任研修の構造

## 【獲得目標】

※初任者研修で扱った価値・知識・技術

- ① 相談支援の基本※を理解し、それを基盤とした実践を行うことができる。
- ② チームアプローチ(多職種連携)の理論と方法を理解し、実践することができる。
- ③ コミュニティワーク(地域とのつながりやインフォーマルの活用等)の理論と方法を理解し、実践することができる。
- ④ スーパービジョンの理論と方法を理解するとともに、継続的に研鑽を継続した実践をすることができる。



# 令和4年度現任者研修のインターバルの流れについて

1. 研修受講者は共通講義の1日間、演習の1日間（個別事例を通じた日々の振り返りの演習）を終えた後、それぞれの気づきをもって、事業所所在の市町村の基幹センターや委託相談に持っていく、相談支援専門員に見てもらいます。

## 目的（ポイント）



- ・事業所所在の市町村の障害者相談支援体制の中心を担っている相談支援専門員に会いに行く。
- ・その市町村の自立支援協議会の実情と課題について、聞いて来て下さい。
- ・自身の関わっている事例から地域課題を導き出し、自立支援協議会に挙げるとしたら、どのような取り組みや工夫が必要になるか、相談してきてください。 フォーマル、インフォーマル資源いずれでも可。

※受講者ご自身でも事業所所在地の市町村について調べてみて下さい。（地域診断）



3. その課題とコメントを持って、現任者研修の3日目（演習2日目）の演習に参加する。

# 各市町村でご協力いただきたい事

1. 各市町村で受講者のインターバルの受け入れ先を決めてください。

基幹相談支援センター、委託相談支援事業所などの市町村の障害者相談支援体制の中心を担っている事業所の相談支援専門員に対応してもらうのが望ましいです。

2. 時間は1時間以内で想定しています。

いろいろな地域課題を持ってくると思いますが、その課題について前向きな話し合いをお願いします。自立支援協議会にあげるためには、どのような工夫が必要か等。

3. 市町村の相談支援体制、自立支援協議会の現状と課題についても教えてあげてください。

# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者になるためには

令和元年度より、法定研修の内容が大きく変わっています。  
管理者、現在のサビ管・児発管、障害福祉サービスの事業に関わる  
方々の今後の事業継続に向けて、参考になればと思います。

①これまでに旧カリキュラムでサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の研修を受けた方々へ



ここで言う旧カリキュラムとは…

「相談支援従事者初任者研修講義部分の一部を修了」



「サービス管理責任者等研修共通講義及び分野別演習」

のことです

\*以前は、児童、就労、介護、地域生活、身体と分野ごとに分かれていました

- 注意！！

上記にあるように、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者であるためには、**2つの修了証が必要**です。

どちらか一方だけでは、研修を修了したことにはなりません。

「相談支援従事者初任者研修講義部分の一部を修了」の修了証と「サービス管理責任者等研修共通講義及び分野別演習」の修了証が必要です。

平成30年度までにこれらを受講されている方で、引き続きサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に従事する方は令和5年度末までに**更新研修**を受講する必要があります。

\*更新研修については、現在、沖縄県知的障害者福祉協会が行っています

②今後、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者になろうと考えている方々へ

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の研修を受けるためには、一定の実務要件が必要になります。

（＊実務要件についてはホームページ等でご確認ください）

サービス管理責任者等研修（統一）になりましたが、実務要件はサービス管理責任者と児童発達支援管理責任者では異なりますので、ご自身で受ける際には実務要件を確認してください。研修は、統一になりましたが、**要件の統一ではありません**のでご注意ください。

令和元年度の法改正により、法定研修の流れが変わりました！！！！

[001.pdf \(osn.okinawa\)](#) 参照

① サービス管理責任者等管基礎研修（**相談支援従事者初任者研修講義部分の一部を修了含む** \*初任者研修講義部分の修了は必須です！）を受講



② 基礎研修受講後から2年以上の\*実務経験

↓ \*実務経験は「相談支援業務」「直接支援業務」のことです

③ サービス管理責任者等実践研修を受講  
→修了後に配置可能です

基礎研修 & 初任研はセットで！サビ管・児発管も**相談支援従事者**ですよ！！



これまでは、研修受講後にサビ管・児発管への配置ができましたが、今後はそれができません。なので、それを踏まえた上での事業の運営、サビ管・児発管の配置が重要になってきます。

③令和元年（H31年4月～令和3年度にサービス管理責任者等基礎研修を修了、経過措置で現在サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の配置となっている方々へ

令和元年度（H31）～令和3年度については、基礎研修受講時点（この場合の受講済みには相談支援従事者初任者研修の修了も含まれます）で実務要件を満たしている者については、

「配置に関する実務要件を満たしている場合は、基礎研修**修了日後3年間**は、実践研修を修了していなくても、サービス管理責任者等とみなす」

となっています。 [001.pdf \(osn.okinawa\)](#) 参照

**基礎研修修了後3年間のうち2年以上の実務をし、**

**実践研修を受けなければ、引き続きサビ管等としての配置ができませんので、必ず実践研修を受講してください。**

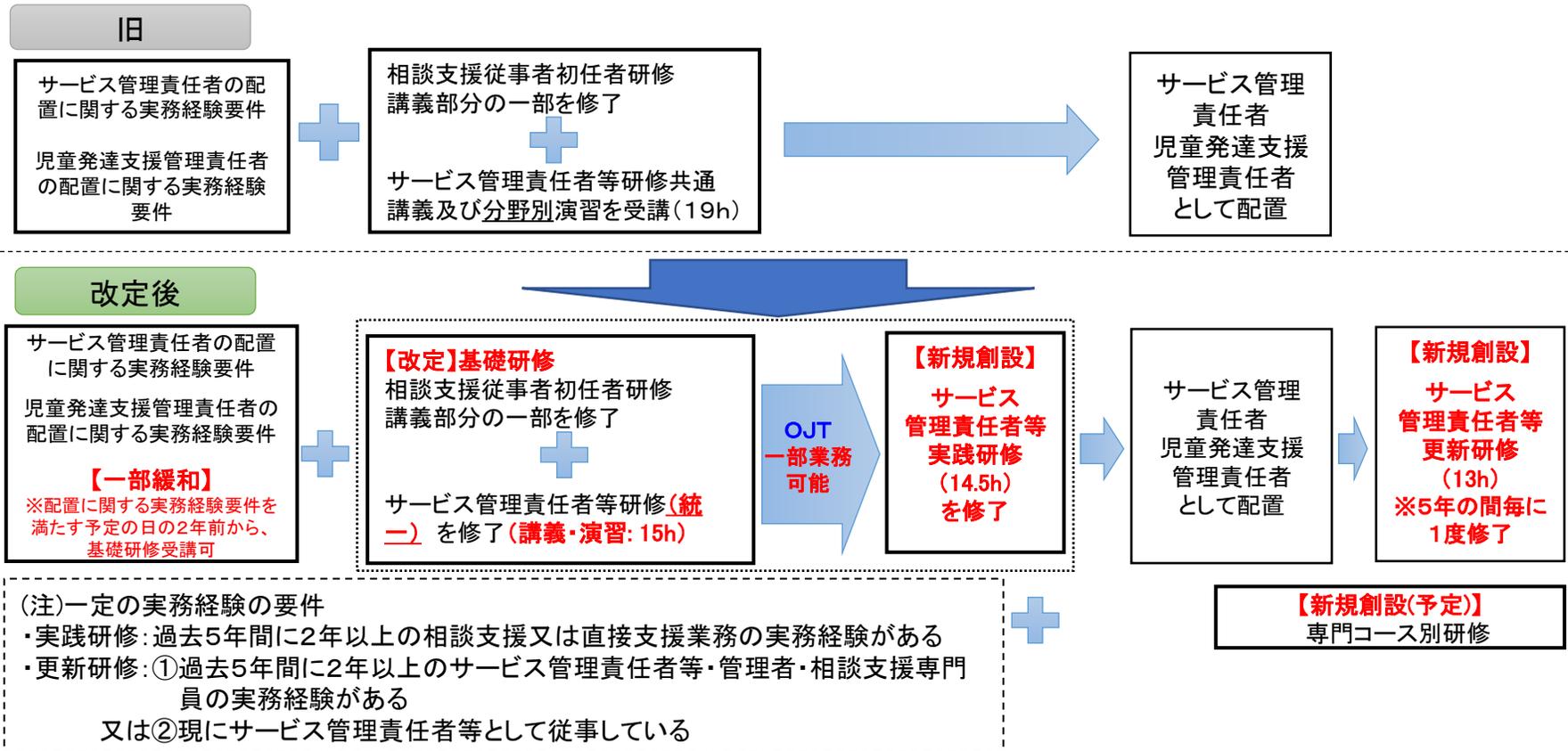
知らないうちに、配置不可になっていたということのないように！

※サービス管理責任者・児童発達管理責任者の研修にも、自立支援協議会が入っている。

- 事前課題で、受講生各自、市町村の自立支援協議会について調べてくるように、伝えています。
- 相談支援専門員のインターバルとは違い、ホームページで調べることや、職場の上司、同僚などに聞くなど、受講生ご自身で調べられる範囲でと、伝えています。

# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件(注)**を設定。  
※令和元年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。  
※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完(予定)。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修修了時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。  
※ 新カリキュラム移行時に配置に関する実務要件を満たす者等について、一定期間、基礎研修修了後にサービス管理責任者等としての配置を認める経過措置。



## カリキュラム見直しのポイント

- (1) 告示・標準カリキュラムの見直し(獲得目標、学習内容、時間数)
  - (2) 教育方法の見直し 厚生労働科学研究・障害者総合福祉推進事業の成果
    - ・主体的かつ参加型の学習方法への転換(学習観の転換)
      - ・演習や実習のさらなる重視
      - ・オープンエンドアプローチの視点の導入 cf. 実践場面との整合性
    - ・研修全体の連動性の重視
    - ・継続的な学びの必要性の強調
      - ・研修における実習の導入(初任)や推奨(現任)
      - ・実地教育(OJT)との連動の導入
        - ・スーパービジョンや合議の場の体験等を導入(初任・現任)
      - ・自己評価等の導入を推奨(初任・現任)
- 都道府県における企画立案方法の見直し
- ・検討体制、研修体系、教材開発、講師選定・確保、地域との連動など

# 最後に皆さんにお願い

- 相談支援専門員・サービス管理責任者・児童発達管理責任者の資格について  
修了証は、受講者本人に付与されます。個人に与えられる資格になります。  
ぜひ、意識をもって、主体的に研修にご参加ください。

- 研修申し込みについて

できれば、受講者本人でお申し込みの対応をお願いします。今後研修の内容も複雑になり、受講生本人との直接の連絡が必要な場面が想定されます。メールアドレスや電話番号などは受講生本人が確認できる連絡先をお願いします。

加えて、昨今の感染症拡大防止対策の観点から、オンラインでの研修開催の可能性もあります。ネット環境の問題、基本的なパソコン操作については、各自ご準備をお願いします。